

多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)

1 取組の推進に関する基本的考え方

本県では、過疎化・高齢化・混住化等に伴う集落機能の低下により、農地・農業用水等の資源の保全管理が困難となっている。また、農村の自然環境や景観の保全・形成等の多面的機能に対する県民の要請を踏まえ、農業者と地域住民が一体となり、地域の資源である農地・農業用水等の保全管理や農村環境の向上に向けた取組を推進することとしている。

このため、平成19年度から地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全のための活動に対し支援を行ってきたが、共同活動の困難化に伴い、農用地・水路・農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担増加が大きな課題となってきた。

このようなことから、多面的機能支払交付金により、地域ぐるみの共同活動を支援し、農村地域の構造変化に対応した地域資源の適切な保全管理を推進することにより、将来にわたって農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るものである。

2 農地維持支払交付金に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2第3の1の活動指針及び活動要件を基礎とする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア 地域資源の基礎的保全活動

地域活動指針の「地域資源の基礎的な保全活動」のすべての活動項目を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は除外する。

イ 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

地域活動指針の「地域資源の適切な保全活動のための推進活動」のうち、該当する取組を選択し、毎年度実施する。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア 地域資源の基礎的保全活動

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2第3の1の活動指針及び活動要件に準じ、追加項目は設けない。

イ 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2第3の1の活動指針及び活動要件に準じ、追加項目は設けない。

④ 農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件(別紙1)

茨城県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 交付単価

① 基本的考え方

茨城県の農地維持支払交付金の交付単価については、次のとおりとする。

② 農地維持支払交付金の交付単価

適用	地目	農地維持支払交付金の 10 アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価 ・上段はパターン 1 ・中段 () 書きは パターン 2 ・下段 [] 書きは パターン 3 ※基本はパターン 1 を採用	田	3,000 円 (2,240 円) [1,520 円]	1,500 円 (1,120 円) [760 円]
	畑	2,000 円 (1,480 円) [1,000 円]	1,000 円 (740 円) [500 円]
	草地	240 円 (160 円) [120 円]	120 円 (80 円) [60 円]

※特別な事情により、市町村単位でパターン 1 の採用が困難である場合はパターン 2、パターン 3 の採用も可能とする。

③ 加算単価

事業計画に定める活動期間中に、新たに小規模集落が保全管理する区域の農用地を追加した場合又は事業計画に定める実施期間終了年度が平成 29 年度であって、平成 30 年度を始期とする新たな事業計画の認知を受ける対象組織において小規模集落が保全管理する区域の農用地を含める場合に加算できる交付単価（以下「小規模集落支援」という）は、次に掲げる表中のアの欄に定めるとおりとする。このうち、国の助成は、同表中のイの欄に定めるとおりとする。

ただし、1 小規模集落あたりの交付額は、20 万円（国の助成 10 万円）／年を上限とし、1 対象組織あたりの交付額は、40 万円（うち国の助成 20 万円）／年を上限とする

また、事業計画に定める実施期間中に、対象農用地の地目を変更する場合、当該対象農用地に係る加算単価については、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の単価を適用するものとする。

適用	地目	農地維持支払交付金の 10 アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価 ・上段はパターン 1 ・中段 () 書きは パターン 2 ・下段 [] 書きは パターン 3 ※基本はパターン 1 を採用	田	1,000 円 (740 円) [520 円]	500 円 (370 円) [260 円]
	畑	600 円 (440 円) [320 円]	300 円 (220 円) [160 円]
	草地	80 円 (60 円) [40 円]	400 円 (30 円) [20 円]

※特別な事情により、市町村単位でパターン 1 の採用が困難である場合はパターン 2、パターン 3 の採用も可能とする。

なお、「小規模集落」とは、農林業センサスの農林業経営体調査結果において、総農家数が10戸以下、かつ、小規模集落支援の適用を開始するまでに、集落内の農用地が農地・水・環境保全向上対策、農地・水保全管理支払及び本交付金のいずれの対象にもなっていない農業集落をいう。

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

農地維持支払交付金の算定対象は、農地維持活動により管理される水路・農道等施設と一体となって効果的な保全が図られる区域に存する一団の農用地であり、以下に掲げるものとする。

- ① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存するもの。
- ② 多面的機能の発揮の観点から、農振農用地区域内の農用地（①）と一体的に取り組む必要があると認められる農用地。
- ③ ①、②に抛らず、多面的機能の発揮の観点から必要と認められる農用地。

(4) その他必要な事項

毎年度、対象組織に対し、農地維持支払交付金について予算の範囲内で支援する。

3 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)に関する事項

(1) 地域活動指針の策定、同指針に基づき定める要件の設定、交付単価等

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2第3の2の活動指針及び活動要件を基礎とする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア 施設の軽微な補修

地域活動指針の「施設の軽微な補修」のすべての活動項目を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は除外する。

イ 農村環境保全活動

地域活動指針の「農村環境保全活動」について、取り組むテーマを1つ以上定めた上で、そのテーマに該当する計画策定、啓発・普及及び実践活動のそれぞれの取組を1つ以上実施する。

ウ 多面的機能の増進を図る活動

地域活動指針の「多面的機能の増進を図る活動」について、任意の取組みとして実施する場合には、取組内容を選択した上で、毎年度実施する。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア 施設の軽微な補修

区 分	
構成項目	実践活動
対象施設等	<u>農用地</u>
活動項目	<u>農用地</u>
取 組	<u>30 農用地の軽微な補修等</u>
取組内容	<u>畔塗り機等を利用して、形状の劣化、沈下、破損等がみられる畦畔（土、コンクリート問わず）の幅や高さ等の形状回復等の対策を行うこと。</u>
活動要件	—

イ 農村環境保全活動

多面的機能支払交付金実施要領別記 1-2 第 3 の 2 の活動指針及び活動要件に準じ、追加項目は設けない。

ウ 多面的機能の増進を図る活動

多面的機能支払交付金実施要領別記 1-2 第 3 の 2 の活動指針及び活動要件に準じ、追加項目は設けない。

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙 2）

茨城県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙 2 のとおりとする。

(2) 交付単価

① 基本的考え方

茨城県の資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)の交付単価については、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理活動が定着してきたことを踏まえ、継続地区（農地・水・環境保全向上対策，農地・水保全管理支払交付金及び多面的機能支払交付金により共同活動を 5 年間実施した対象組織又は共同活動の実施期間が 5 年未満でも資源向上支払（施設の長寿命化のための活動）に取り組む対象組織）については、次のとおりとする。

また、多面的機能の増進を図る活動に取り組めない地区については、次のとおりとする。

② 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価

適用	地目	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の 10 アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価	田	2,400 円	1,200 円
	畑	1,440 円	720 円
	草地	240 円	120 円
継続地区(5 年以上)及び長寿命化に取り組む地区の交付単価	田	1,800 円	900 円
	畑	1,080 円	540 円
	草地	160 円	80 円
多面的機能の増進を図る活動に取り組めない地区の交付単価	田	2,000 円	1,000 円
	畑	1,200 円	600 円
	草地	200 円	100 円
多面的機能の増進を図る活動に取り組めない地区(5 年以上及び長寿命化に取り組む地区)の交付単価	田	1,480 円	740 円
	畑	880 円	440 円
	草地	120 円	60 円

③ 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の加算単価

ア 多面的機能の増進に向けた活動への支援単価

多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が、事業計画に定める活動期間中に取組数を 1 つ以上追加する場合、又は、新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が、事業計画に定める活動期間中に多面的機能の増進を図る活動に 2 取組以上取り組む場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価（以下「増進に向けた支援」という）は、次に掲げる表中に定めるとおりとする。

なお、継続地区（農地・水・環境保全向上対策，農地・水保全管理支払交付金及び多面的機能支払交付金により共同活動を 5 年間実施した対象組織又は共同活動の実施期間が 5 年未満でも資源向上支払（施設の長寿命化のための活動）に取り組む対象組織）については、次のとおりとする。

適用	地目	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の 10 アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価	田	400 円	200 円
	畑	240 円	120 円
	草地	40 円	20 円
継続地区(5 年以上)及び長寿命化に取り組む地区の交付単価	田	300 円	150 円
	畑	180 円	90 円
	草地	30 円	15 円

イ 農村協働力の進化に向けた活動への支援単価

ア の増進に向けた支援を受ける対象組織であって、構成員のうち、農業者以外の者が 4 割以上を占め、かつ、当該対象組織の活動に参加する構成員の個人及び団体を構成する者の合計のうち、8 割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価（以下「農村協働力支援」という）は次に掲げる表中に定めるとおりとする。

なお、継続地区（農地・水・環境保全向上対策，農地・水保全管理支払交付金及び多面的機能支払交付金により共同活動を 5 年間実施した対象組織又は共同活動の実施期間が 5 年未満でも資源向上支払（施設の長寿命化のための活動）に取り組む対象組織）については、次のとおりとする。

適用	地目	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の 10 アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価	田	400 円	200 円
	畑	240 円	120 円
	草地	40 円	20 円
継続地区(5 年以上)及び長寿命化に取り組む地区の交付単価	田	300 円	150 円
	畑	180 円	90 円
	草地	30 円	15 円

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

資源向上支払交付金の算定対象は、農地維持活動により管理される水路・農道等施設と一体となって効果的な保全が図られる区域に存する一団の農用地であり、以下に掲げるものとする。

- ① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 3 条第 1 号に規定する農用地であって、同法第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域内に存するもの。
- ② 多面的機能の発揮の観点から、農振農用地区域内の農用地（①）と一体的に取り組む必要があると認められる農用地。
- ③ ①，②に拠らず、多面的機能の発揮の観点から必要と認められる農用地。

(4) その他必要な事項

毎年度、対象組織に対し、資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）について予算の範囲内で支援する。

4 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)に関する事項

(1) 地域活動指針に基づき定める対象施設や対象活動等

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記 1-2 第 3 の 3 の活動指針及び活動要件を基礎とする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

工事 1 件あたり 200 万円以上の活動を実施する要件は以下のとおりとする。

ア 対象施設・対象活動

集落が管理する農地周りの水路、農道、ため池を対象施設とし、これら施設の長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。

イ 内容について県知事と協議を求める場合の要件

対象施設等の緊急度を踏まえ、以下の場合に限り、県と協議のうえ、実施できる。

- ・適用可能な事業がない。
- ・県予算等の状況及び事業執行体制から別事業の活用が困難。

ウ 県が行う技術的指導

- ・県は工事実施前までに、現地調査、図面等により整備内容や工法の確認を行う。
- ・施工時や工事完了時に適正な施工となっているかの確認を行う。
- ・県は、技術的指導の実施を推進組織又は市町村に委任することができる。

エ その他

以下の場合、ウの技術的指導のもと、平成 31 年度に限り実施できる。

- ・平成 31 年度の施設の長寿命化のための活動計画がすでに決定している。
- ・測量、設計を実施している。
- ・計画的に交付金を積立している。

③ 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

区 分	
構成項目	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	水路
取 組	61 水路の補修
取組内容	<u>□ゲート、ポンプの更新</u> ゲート、ポンプ又はそれらの管理施設について、破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
活動要件	<u>原則として、工事 1 件あたり 2 百万円未満とする。また、県知事が策定する要綱基本方針に基づき、対象組織が工事 1 件あたり 2 百万円以上の活動を実施する場合、県知事又は推進組織が当該活動について技術的指導を行う。</u>

区 分	
構成項目	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	水路
取 組	<u>62 水路の更新等</u>
取組内容	<u>□素掘り水路からコンクリート水路への更新</u> 水路法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製等の水路に更新するなどの対策を行うこと。
活動要件	<u>原則として、工事1件あたり2百万円未満とする。また、県知事が策定する要綱基本方針に基づき、対象組織が工事1件あたり2百万円以上の活動を実施する場合、県知事又は推進組織が当該活動について技術的指導を行う。</u>

区 分	
構成項目	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	水路
取 組	<u>61 水路の更新等</u>
取組内容	<u>□ゲート、ポンプの補修</u> ゲート、ポンプ又はそれらの管理施設について、破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
活動要件	<u>原則として、工事1件あたり2百万円未満とする。また、県知事が策定する要綱基本方針に基づき、対象組織が工事1件あたり2百万円以上の活動を実施する場合、県知事又は推進組織が当該活動について技術的指導を行う。</u>

④ 対象施設・対象活動に関する指針（別紙3）

茨城県の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象施設・対象活動に関する指針は、別紙3のとおりとする。

(2) 交付金の算定の対象とする農用地

資源向上支払交付金の算定対象は、農地維持活動により管理される水路・農道等施設と一体となって効果的な保全が図られる区域に存する一団の農用地であり、以下に掲げるものとする。

- ① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存するもの。
- ② 多面的機能の発揮の観点から、農振農用地区域内の農用地（①）と一体的に取組む必要があると認められる農用地。
- ③ ①、②に拠らず、多面的機能の発揮の観点から必要と認められる農用地。

(3) その他必要な事項

毎年度、対象組織に対し、資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）について予算の範囲内で支援する。

5 広域協定の規模

茨城県においては、下記（１）に定める地域振興法のいずれかの指定地域（以下、「指定地域」という。）が協定の対象となる区域に含まれている場合、または、本県が定める地域を含む場合には、下記（２）の条件による協定面積を下限値とする。また、協定に参加する集落が３集落以上ある場合も、広域活動組織を設立することができる。

（１）地域振興法

- ① 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 4 項の規定に基づき告示された特定農山村地域。
- ② 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村地域
- ③ 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき告示された過疎地域（同法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む）。
- ④ 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域。

（２）協定面積の下限値及び交付額

条件	協定面積の下限値
協定対象農用地が全て指定地域	50
協定対象地域に指定地域が含まれている場合	200－指定地域面積
協定対象地域に指定地域が含まれていない場合	200

6 地域の推進体制

（１）基本的な考え方

本交付金による取組の推進にあたっては、これまでの農地・水保全管理支払や多面的機能支払の実施によって培われた知見、体制を踏まえ、県、市町村、農業者団体、集落等の緊密な連携により実施することが必要であることから、本県では、県、市町村、農業関係団体等から構成する推進組織を設立し地域の推進体制に位置付けることとする。

（２）関係団体の役割分担

① 県

- ・本交付金の実施状況等の評価を行うため、第三者委員会を設置運営する。
- ・県の多面的機能支払の実施に関する基本方針を策定する。
- ・毎年度、地域協議会及び市町村が行う対象組織を対象とした説明会において、本交付金の実施に必要な事項を周知する。

② 市町村（別紙：市町村一覧参照）

- ・管内の広域活動組織の広域協定を認定するとともに、広域活動組織又は活動組織が作成する事業計画を認定する。
- ・毎年度、対象組織の多面的機能支払の実施を確認する。
- ・必要に応じて対象組織を対象とした説明会を開催し、本交付金の実施に必要な事項を周知する。
- ・農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金について、対象組織から提出された申請書等を審査、認定をするとともに、対象組織の代表者に交付金の交付額等を通知し、農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の交付を行う。

③ 推進組織

- ・毎年度、対象組織を対象とした説明会を県及び市町村と連携して開催し、本交付金の実施に必要な事項を周知する。
- ・対象組織に対し、適宜指導を行い、事業計画に位置付けられた活動等の適切な実施を図る。
- ・本交付金の普及、推進を図るため、活動に関する手引きを作成する。
- ・農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金について、対象組織が市町村へ提出した申請書等の確認を行うなど市町村の事務支援を行う。

(3) その他必要な事項

日本型直接支払推進交付金実施要綱別紙1に定める多面的機能支払交付金に係る推進事業のうち、市町村推進事業及び推進組織推進事業については、国から本県に交付を受けた額の範囲内で、当該事業の実施に必要な経費を茨城県多面的機能支払交付金交付要項に従い、県から管内市町村及び推進組織に交付するものとする。

7 その他

【参考添付資料】

(参考1) 関係団体の役割分担表

(参考2) 実施体制図

(参考1)

関係団体の役割分担表

事業内容	実施主体			備考
	茨城県	関係市町村	推進組織	
多面的機能支払交付金	○	○		
日本型直接支払推進交付金（うち多面的機能支払交付金に係る推進事業）				
1. 法基本方針の策定	○			
2. 促進計画の策定		○		
3. 第三者機関の設置，運営	○			
4. 要綱基本方針の策定	○			
5. (1) 事業計画の指導，審査		○	○	
(2) 事業計画の認定		○		
6. (1) 広域協定の指導，審査		○		
(2) 広域協定の認定		○		
7. (1) 実施状況確認		○	○	
(2) 実施状況報告		○		
8. 推進・指導				
(1) 活動組織等への説明会	○	○	○	
(2) 活動に関する指導，助言	○	○	○	
(3) 推進に関する手引きの作成			○	
(4) 活動組織を支援する組織への支援	○	○	○	
9. (1) 交付申請書等の審査	○	○		
(2) 通知・交付	○	○		
10. その他推進事業の実施に必要な事項	優良活動 事例表彰		・優良活動 事例表彰 ・市町村交 付事務等 の支援	

(注) 「その他推進事業の実施に必要な事項」には具体的な内容を記載する。

(別紙)

市町村一覧

市町村名 (※行政順)	
水戸市	つくばみらい市
日立市	小美玉市
土浦市	茨城町
古河市	大洗町
石岡市	東海村
結城市	大子町
龍ヶ崎市	美浦村
下妻市	阿見町
常総市	河内町
常陸太田市	八千代町
高萩市	五霞町
北茨城市	境町
笠間市	利根町
取手市	
牛久市	
つくば市	
ひたちなか市	
鹿嶋市	
潮来市	
守谷市	
常陸大宮市	
那珂市	
筑西市	
坂東市	
稲敷市	
かすみがうら市	
桜川市	
神栖市	
行方市	
銚田市	
美浦村	